

愛西市

認知症ケアパス



愛 西 市

令和6年4月

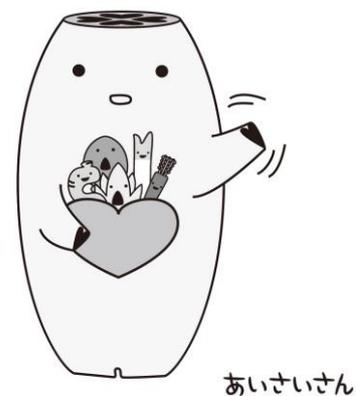
愛西市認知症ケアパス

「認知症ケアパス」は、認知症を発症したときから、生活をする上で色々な支障が出てくる中、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示すものです。

認知症の方や家族が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、この「認知症ケアパス」を作成しました。ご活用ください。

目 次

1. 認知症とは？	1
2. 認知症の症状	1
3. 認知症の診断・治療	1
4. 認知症の症状の変化と支援体制等	2
5. 相談窓口	3
6. 認知症に関する情報	5
7. 各種サービス	7



1. 認知症とは？

認知症とは、いろいろな原因で脳細胞が少なくなったり、働きが悪くなったためにさまざまな障害が起こり、およそ6か月以上、日常生活で支障が出ている状態を指します。

2. 認知症の症状

脳の細胞が壊れることによって直接起こる記憶障害、実行機能障害、理解・判断力の障害、見当識障害等の中核症状と、本人がもともと持っている性格、環境、人間関係等さまざまな要因がからみ合っ、うつ状態や妄想のような精神症状や、日常生活への適応を困難にする行動上の問題が起こる周辺症状があります。

3. 認知症の診断・治療

早期診断、早期治療が大切な理由

認知症は治らない病気だから医療機関に行っても仕方がないという方がいますが、これは誤った考えです。認知症について早期発見、早期診断、早期治療は非常に重要です。本人、家族や周辺の人が「認知症かな？」と思ったら、できるだけ早く主治医や相談機関へ相談しましょう。

治る病気や一時的な症状の場合がある

正常圧水頭症や脳腫瘍、慢性硬膜下血腫等の場合、脳外科的な処置で症状が改善される場合もあります。甲状腺ホルモンの異常の場合は、内科的な治療で良くなります。薬の不適切な使用が原因で認知症のような症状が出た場合は、薬をやめるか調整すれば回復します。ところが、こうした状態のまま長期間放置すると、脳の細胞が死んだり、恒久的な機能不全に陥って回復が不可能になります。一日も早く受診することが重要です。

早い時期に受診することのメリット

アルツハイマー型認知症では、薬で進行を遅らせることができ、早く使い始めると症状をおさえることができます。

病気が理解できる時点で受診し、少しずつ理解を深めていけば生活上の障害を軽減でき、その後のトラブルを減らすことも可能です。

5. 相談窓口

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者がそのご家族等を、介護・福祉・健康・医療等、様々な面から総合的に支えるために設置された「高齢者の総合相談窓口」です。

主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等が高齢者の相談や支援を行います。

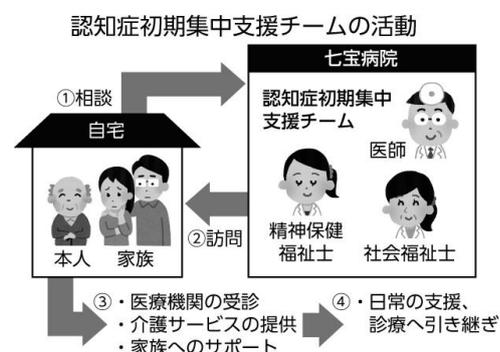
センター名	所在地	電話番号	担当地区
佐屋苑地域包括支援センター	大井町浦田面 268 番地 6 (愛厚ホーム佐屋苑内)	32-1999 (直通)	佐屋地区
愛西市社協地域包括支援センター	江西町宮西 38 番地 (八開総合福祉センター内)	37-5333 (直通)	立田・八開地区
愛西市社協佐織地域包括支援センター	町方町北堤外 136 番地 5	23-0988 (直通)	佐織地区

認知症初期集中支援チーム

認知症になってもできる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に複数の専門職で構成されたチーム員が早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行い自立した生活をサポートします。

問 認知症初期集中支援チーム（七宝病院内）

☎052-443-7800



高齢者福祉サービス、介護保険サービス等に関すること

おおむね 65 歳以上の方で、高齢者福祉サービス及び介護保険サービス等については、高齢福祉課または各支所へお尋ねください。

問 愛西市役所 高齢福祉課

☎55-7116 (ダイヤル)

立田支所・八開支所・佐織支所

愛知県認知症電話相談

愛知県では、「公益社団法人 認知症の人と家族の会 愛知県支部」に委託して認知症に関する電話相談窓口を開設しており、お電話は、認知症についての知識・介護経験のある者がお受けしています。

詳細については、以下のウェブページでご確認ください。

www.pref.aichi.jp/soshiki/chii kihoukatu/ninchisho-sodan.html

問 愛知県認知症電話相談

電話番号：0562-31-1911

開設時間：月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）

午前10時～午後4時

若年性認知症について

認知症は、加齢とともに発症するリスクが高くなる疾患ですが、年齢が若くても発症することがあります。

65歳未満で発症した場合は「若年性認知症」といいます。

働き盛りの世代にも起こる認知症は、本人だけでなく家庭的にも社会的にも大きな影響があります。

若年性認知症に関する相談窓口
若年性認知症コールセンター
☎0800-100-2707

相談日 月曜日～土曜日（祝日、年末年始は除く）
午前10時～午後3時 ただし水曜日は午前10時～午後7時



6. 認知症に関する情報

認知症に関連する正しい情報を集めましょう

●厚生労働省

www.mhlw.go.jp/index.html

●認知症の人と家族の会

www.alzheimer.or.jp/

支部の一覧や活動資料等があります。

認知症の介護の経験者が様々な悩みや心配事等に対応しています。

●認知症情報サイト（国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター）

www.ncgg.go.jp

一般の方、医療関係の方等に向けた情報があります。

●認知症介護情報ネットワーク（DCnet）

www.dcnet.gr.jp

認知症を正しく理解するための基礎知識の紹介等があります。



認知症について学びましょう

市では認知症の方の見守り体制やその家族の支援体制を構築するために、講座や講演会を開催しています。開催にあたっては広報等でお知らせしています。

認知症サポーター養成講座

認知症について正しい知識をもち、認知症の方や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアを養成する講座です。

認知症講演会

医師や薬剤師等の専門家を招き、より多くの住民や関係者に認知症に関する知識を普及するため講演会を実施します。



認知症のチェックをしてみましょう！

「あれ、なんだか変だな？」と思ったら、次の質問項目を確認してみてください。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 同じことを言ったり聞いたりする。 | <input type="checkbox"/> 物の名前が出てこなくなった。 |
| <input type="checkbox"/> 置き忘れやしまい忘れが目立ってきた。 | <input type="checkbox"/> 夜中に急に起きだして騒いだ。 |
| <input type="checkbox"/> だらしなくなった。 | <input type="checkbox"/> 日課をしなくなった。 |
| <input type="checkbox"/> 時間や場所の感覚が不確かになった。 | <input type="checkbox"/> 慣れた所で道に迷った。 |
| <input type="checkbox"/> 財布等を盗まれたと言う。 | <input type="checkbox"/> 些細なことで怒りっぽくなった。 |
| <input type="checkbox"/> 以前はあった関心や興味が失われた。 | <input type="checkbox"/> 複雑なテレビドラマが理解できない。 |
| <input type="checkbox"/> 蛇口、ガス栓の締め忘れ、火の始末ができなくなった。 | |

(国立長寿医療センターで使われているチェックリストより)



3つ以上あてはまった方は、認知症の疑いがあります。このチェックだけで認知症かどうかを判断することはできませんが、「認知症かな？」と思ったら、できるだけ早く主治医や相談機関へ相談しましょう。

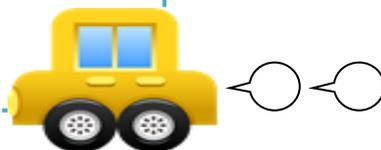
高齢者の運転免許証の更新について

免許証の更新期間が満了する日の年齢が70歳から74歳で免許の更新を行う方は『高齢者講習』を受ける必要があります。

75歳以上の方は講習の前に『認知機能検査』を、75歳以上で一定の違反行為をした時には『臨時認知機能検査』を受ける必要があります。『認知機能検査』又は『臨時認知機能検査』で「認知症のおそれがある」と判定された方は、『臨時適正検査(医師の診断)』を受け、又は、命令に従い主治医等の診断書を提出しなければなりません。

※医師の診断の結果、認知症と判断された場合は運転免許の取消し等の対象となります。

認知機能検査・高齢者講習に関すること
愛知県警察本部運転免許課コールセンター
☎0570-02-7075



7. 各種サービス

① 介護予防・生活支援サービス事業

要介護認定で要支援1・2と認定された方、基本チェックリストにより事業対象者と判定された方が利用できるサービスです。

サービス名	内 容
訪問型サービス	対象者宅への訪問による身体介護や掃除・洗濯等の生活援助、通院等の送迎前後の付添い支援
通所型サービス	地域の通いの場等での生活支援や機能訓練、レクリエーション等
生活支援サービス	配食サービス、高齢者見守り訪問事業

※サービスを利用する場合は、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成が必要です。

問	佐屋苑地域包括支援センター	☎32-1999
	愛西市社協地域包括支援センター	☎37-5333
	愛西市社協佐織地域包括支援センター	☎23-0988

② 成年後見制度

認知症等により、ものごとを理解したり判断したりすることが難しくなった方の財産や権利を守る制度です。

問	愛西市社会福祉協議会	☎37-3313
	権利擁護支援センター ふくしの相談窓口	☎31-6232
	佐屋苑地域包括支援センター	☎32-1999
	愛西市社協地域包括支援センター	☎37-5333
	愛西市社協佐織地域包括支援センター	☎23-0988

③ 日常生活自立支援事業

判断能力が必ずしも十分でない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の方々が福祉サービスを適切に利用できるよう、社会福祉協議会の調整により生活支援員が援助（福祉サービス利用の相談や日常的なお金の出し入れのお手伝い等）を行うものです。

問	愛西市社会福祉協議会	☎37-3313
---	------------	----------

④ 家族介護者のつどい

高齢者や認知症の方を介護している家族が集まり、介護の相談や情報交換等を行います。

問	愛西市役所 高齢福祉課	☎55-7116（ダイヤル）
---	-------------	----------------

⑤ 配食サービス

65歳以上のひとり暮らし高齢者や、食事を作ることに困りの65歳以上の高齢者世帯の方へ、見守りを兼ねて昼食を自宅まで配達します。

- ・利用日…月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）の希望日
- ・補助額…1食当たり190円

問 愛西市役所 高齢福祉課 **☎**55-7116（ダイヤル）

⑥ 緊急通報システム

緊急通報装置を貸与し、急病・事故等で救助を必要とするときに、緊急通報センターに通報するシステムです。

- ・対象者…75歳以上のひとり暮らしまたは75歳以上の方のみの世帯
一日において長時間75歳以上の方のみの状態になる方
ひとり暮らしの身体障害者（1級・2級）
身体障害者（1級・2級）で同居者が緊急時に対応することが困難な世帯
- ・利用料…月額500円

問 愛西市役所 高齢福祉課 **☎**55-7116（ダイヤル）

⑦ 高齢者等見守りシステム

冷蔵庫にセンサーを設置し、冷蔵庫の扉の開閉がないと、市が委託した事業者（受信センター）に通知され、状況に応じて救急車の出動要請や協力員への連絡を行うシステムです。

- ・対象者…75歳以上のひとり暮らしまたは75歳以上の方のみの世帯
一日において長時間75歳以上の方のみの状態になる方
ひとり暮らしの身体障害者（1級・2級）
身体障害者（1級・2級）で同居者が緊急時に対応することが困難な世帯
- ・利用料…月額500円

問 愛西市役所 高齢福祉課 **☎**55-7116（ダイヤル）

⑧ 高齢者見守り訪問事業

在宅のひとり暮らし高齢者等に対して安否確認を行うとともに、心を傾けてお話しをお聴きする「見守り訪問員」を派遣します。

問 愛西市役所 高齢福祉課 **☎**55-7116（ダイヤル）

⑨ 高齢者見守りステッカー配布事業

認知症またはその疑いのある高齢者へ QRコード付きの高齢者見守りステッカーを交付し、高齢者が行方不明になったとき、早期発見・早期保護することをサポートします。

- ・対象者…以下の①もしくは②の状況にある方
 - ① 65歳以上で事業対象者、要支援1・2、要介護1から5の認定を受けている認知症やその疑いのある方
 - ② 若年性認知症のある方



問 愛西市役所 高齢福祉課 ☎55-7116 (ダイヤル)

⑩ 徘徊高齢者等家族支援サービス

認知症高齢者が行方不明となった場合に、家族が居場所を早期に発見できる探知機を貸し出します。

電話やFAXで位置情報をお伝えし、ご家族の要望により、警備車両が居場所に急行し、自宅まで送迎することもできます。

- ・対象者…要支援又は要介護の認定を受けた方で、徘徊のみられる認知症高齢者を在宅で介護している家族
- ・利用料…1台1月当たり547円 (かけつけ料金：30分ごとに2,750円)

問 愛西市役所 高齢福祉課 ☎55-7116 (ダイヤル)

⑪ 外出支援サービス

寝たきりや常時車いすが必要で、外出が困難な方に対して、福祉車両(車いす・ストレッチャー用リフト付)で医療機関・社会福祉施設等への外出を支援します。

- ・対象者…寝たきりの方、常時車いすを必要とする方
- ・利用回数…原則週に1回
- ・利用料…1回500円
- ・利用範囲…愛西市、津島市、弥富市、あま市、海部郡、稲沢市祖父江町・平和町

問 愛西市役所 高齢福祉課 ☎55-7116 (ダイヤル)
愛西市社会福祉協議会、愛西市訪問介護事業所 ☎24-3447

⑫ 車いす移送車貸出事業

車いすを利用している障害者や高齢者の日常生活の利便や社会活動の促進を図るため、車いすに座ったまま移送することのできる車いす専用の軽自動車を貸し出します。

- ・対象者…市内在住の社会福祉協議会会員で、車いすを利用している障害をお持ちの方等で、運転者を確保することのできる方

- ・利用料…無料（燃料費については、実費相当分の負担が必要です。）
- ・利用時間…平日の午前8時30分から翌日の午後5時15分までの間
※土・日・祝日・年末年始をはさむ場合は、その翌日までの間

問 愛西市社会福祉協議会 ☎37-3313

⑬ 高齢者福祉タクシー料金助成

タクシー初乗り運賃基本料金及び迎車回送料金を助成します。（年度24回）

- ・対象者…80歳以上の方
65歳以上の要介護1～5の認定を受けた方
65歳以上の運転ができない方
- ・対象地域…愛西市、津島市、弥富市、あま市、海部郡、稲沢市

問 愛西市役所 高齢福祉課 ☎55-7116（ダイヤル）

⑭ 家族介護用品費用の給付事業

要介護認定4又は5の在宅高齢者に必要な介護用品（紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋、おしりふき、からだふき、ドライシャンプー）を購入した経費の一部を補助します。

- ・対象者…市内在住で、要介護4または5の認定を受けている要介護者（市民税非課税世帯）を在宅で介護している市内在住の家族の方
- ・補助額…購入した月ごとにおける上限金額6,250円

問 愛西市役所 高齢福祉課 ☎55-7116（ダイヤル）

⑮ 家具転倒防止事業

家具に固定用具（L字金具）を取り付け、地震発生時におけるタンスや書棚などの家具の転倒及び移動による人的被害の軽減を図るものです。（対象家具4組以内）

- ・対象者…65歳以上のひとり暮らしの方

問 愛西市役所 高齢福祉課 ☎55-7116（ダイヤル）

⑯ 家族介護慰労事業

要介護者の介護を行っている家族の介護者について、次の要件をすべて満たしている場合、慰労金を支給します。

- ・対象要件…①要介護者が申請日の前月から過去1年間（以下、「対象期間」という。）継続して要介護4又は5の認定を受けていること
- ②要介護者が対象期間に介護保険のサービス（年間あたり10日間までの短期入所生活介護又は短期入所療養介護の利用を除く。）及び障害福祉サービスを利用していないこと
- ③要介護者が対象期間に通算して90日以上入院していないこと
- ④市民税非課税世帯
- ⑤要介護者及び家族介護者は、対象期間に同居していること
- ⑥要介護者及び家族介護者は、介護保険料を滞納していないこと
- ・支給金額…要介護者1人につき10万円

問 愛西市役所 高齢福祉課 ☎55-7116（ダイヤル）

⑰ 寝具洗濯消毒乾燥サービス

洗濯の介助が必要な方に対して寝具の洗濯及び乾燥を行います。

- ・対象者…市内在住の、
 - ・65歳以上のひとり暮らしの方で、要介護1から5の認定を受けている方
 - ・65歳以上の高齢者のみの世帯で、要介護1から5の認定を受けている方
 - ・身体障害者1級または2級を受けている方
 - ・知的障害者A判定を受けている方
 - ・精神障害者1級を受けている方
- ・対象寝具…敷布団・掛布団・毛布・シーツ 合計4枚まで（同一種2枚以内）
- ・実施回数…年2回

問 愛西市役所 高齢福祉課 ☎55-7116（ダイヤル）
愛西市社会福祉協議会 ☎37-3313

⑱ 福祉用具短期貸出事業

車いすや介護ベッド等福祉用具を無料で1ヶ月以内（最大6ヶ月まで延長可）貸し出します。（用具の運搬は利用者側で対応をお願いします。）

- ・対象者…65歳以上のひとり暮らしの方

問 愛西市社会福祉協議会 ☎37-3313



⑱ 認知症初期集中支援推進事業

認知症の方やその家族に複数の専門職で構成された認知症初期集中支援チーム員が早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行い、自立した生活をサポートします。

※対象者…40歳以上、自宅で生活している認知症の方や認知症が疑われる方で、以下に該当する方

- ・認知症の診断を受けていない、または治療を中断している方
- ・医療サービスや介護サービス等を利用していない方
- ・何らかのサービスは利用しているが、認知症による症状が強く、どのような対応をしてよいか悩み困っている方

問	七宝病院	☎052-443-7800
	佐屋苑地域包括支援センター	☎32-1999
	愛西市社協地域包括支援センター	☎37-5333
	愛西市社協佐織地域包括支援センター	☎23-0988

⑳ 認知症疾患医療センター

認知症患者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるための支援の一つとして、都道府県及び政令指定都市が指定する病院に設置するもので、保健・医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、問題行動への対応等についての相談等を行う専門医療機関です。

問 七宝病院認知症疾患医療センター ☎052-443-7900

㉑ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

おおむね60歳以上で家庭環境や住宅事情により家庭で生活することができない方が対象の施設です。

※介護保険の在宅サービス（P14㉔特定施設入所者生活介護）を受けることができる施設もあります。

問 愛西市役所 高齢福祉課 ☎55-7116（ダイヤル）

㉒ 有料老人ホーム

設置者との自由契約に基づき入所を希望する方が対象の施設です。

※介護保険の在宅サービス（P14㉔特定施設入所者生活介護）を受けることができる施設もあります。

問 愛西市役所 高齢福祉課 ☎55-7116（ダイヤル）

②③～④③は介護保険のサービスです。介護保険のサービスを利用するには申請が必要です。
「要介護（要支援）認定」を受けて、介護や支援が必要であると認められた方が対象です。
申請は高齢福祉課、立田支所、八開支所、佐織支所で行えます。

問 愛西市役所 高齢福祉課 ☎55-7116（ダイヤル）

居宅（在宅）サービス

②③ 居宅介護支援

介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャーが心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等にそってケアプランを作成したり、さまざまな介護サービスの連絡・調整等を行います。

②④ 訪問介護（ホームヘルプサービス）

自宅でホームヘルパーによる入浴、排泄、食事等の身の回りの世話が受けられます。

②⑤ 訪問看護

医師の指示により、看護師や保健師等が自宅を訪問し療養上の世話や診療の補助をします。

②⑥ 訪問入浴介護

移動入浴車等で自宅を訪問し、入浴のサービスが受けられます。

②⑦ 訪問リハビリテーション

医師の指示により、理学療法士、作業療法士が訪問し、心身の機能維持や回復を目指しリハビリを行います。

②⑧ 通所介護（デイサービス／日帰り）

デイサービスセンターで食事・入浴等の介護サービスや機能訓練が日帰りで受けられます。

②⑨ 通所リハビリテーション（デイケア／日帰り）

介護老人保健施設や病院に通って機能訓練等が受けられます。

③⑩ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等による薬の飲み方、食事等療養上の管理や指導が受けられます。

③① 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所して、食事、入浴等の介護や機能訓練が受けられます。

③② 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設等に短期間入所して、医学的管理のもとでの医療、介護、機能訓練等が受けられます。

③③ 福祉用具の貸与（要支援・要介護1の方は利用できる品目に制限があります）

車いす、特殊ベッド等を借りられます。

③④ 特定福祉用具購入費の支給

腰掛便座、入浴補助用具等の購入費が介護保険で給付されます。

③⑤ 住宅改修費の支給

手すりの設置や段差を解消するような小規模な住宅改修についての費用が介護保険で給付されます。

③⑥ 特定施設入所者生活介護

有料老人ホーム等で、食事・入浴等の介護や機能訓練が受けられます。

施設サービス ※要支援1、要支援2と認定された方は受けられません。

③⑦ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）〈原則、要介護3以上の方〉

精神的、身体的な障害のため食事や排泄等ができず、常に介護が必要とされる方で、しかも自宅でそうした介護が受けられない方が入所するための施設で、日常生活上の世話や機能訓練、その他の必要な世話が受けられます。

③⑧ 介護老人保健施設

病状が安定した方で、家庭復帰するための機能訓練、看護、介護を受けられます。

③⑨ 介護医療院

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療機関で医療や看護等を受けられます。

地域密着型サービス ※原則、愛西市内のこのサービスは愛西市民のみ利用できます。

④① 小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊等を組み合わせて食事、入浴等の介護や支援が受けられます。

④① 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）で、食事、入浴、排泄等の介護や機能訓練等が受けられます。ただし、要支援2以上と認定された方に限ります。

④② 地域密着型通所介護

少人数の通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスが受けられます。

④③ 認知症対応型通所介護

認知症の高齢者のための通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスが受けられます。

認知症と診断されても慌てずに落ち着いて対応しましょう。
認知症に関して困ったことや心配なことがある場合は、認知症ケアパスにある
関係機関へご相談ください。

